

様式第2号

様式第2号（第3条関係）

（第1面）

屋外広告物変更許可申請書					
(宛先) 守口市長					年 月 日
申請者			住所		
			氏名		
			(法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)		
			電話 ()		
大阪府屋外広告物条例第15条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物の表示（設置）の変更の許可を申請します。					
①種類	変更前		②数量 (総数)	変更前	
	変更後			変更後	
③総面積	変更前	m ²	④手数料	※記入不要	
	変更後	m ²		円	
⑤広告表示内容	変更前				照明の有無： 有 ・ 無
					音響の有無： 有 ・ 無
	変更後				照明の有無： 有 ・ 無
					音響の有無： 有 ・ 無
⑥主要道路の名称	線			設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無	
					有 ・ 無
⑦用途地域			⑧許可年月 日及び許 可番号	年 月 日 第 号	
⑨表示（設置）場所	変更前		⑩表示（設 置）期間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更後			変更後	年 月 日から 年 月 日まで
⑪工事施工者 (屋外広告業者)	住所				
	氏名			屋外広告業の登録番号：第 () 号	
	(法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)			登録（更新）年月日： 年 月 日	
	電話 ()				
⑫表示若しくは設 置する場所又は 物件の所有（管 理）者	住所				
	氏名				
	(法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話 ()				
⑬変更理由					
⑭納付書の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者				
	住所 (〒 -)				
	氏名				
	(法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話 ()				

- 注 1 変更が無い項目については、「変更前」欄に現状を記入し、「変更後」欄は「変更なし」と記入してください。
- 2 ②及び③欄は、その総数で記載し、その内訳を第2面「広告物等の内訳」欄に記入してください。内訳は、変更の有無に関わらず全ての物件について記入してください。
- 3 設置場所が大阪府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道（⑥欄において「道路又は鉄道」という。）から500m以内の場合には、⑥欄に当該路線名を記入してください。
- 4 審査終了後、送付する納付書により手数料をお支払いください。
- 5 ⑭欄は、申請者又は申請者から委任を受けた者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。なお、申請者からの委任状がない場合は、委任を受けた者とは認められませんので、必ず委任状を添付してください。

広告物等の内訳 ※別添可

【変更前】※変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記入してください。

No	広告物等の種類	数量	表示面の面積					表示内容 形状・材料・構造の概要	
			面積			高さ	面数		合計面積 (㎡)
			縦(m)	横(m)	(㎡)	(m)			
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
合計									

【変更後】※変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記入してください。

No	広告物等の種類	数量	表示面の面積					表示内容 形状・材料・構造の概要	
			面積			高さ	面数		合計面積 (㎡)
			縦(m)	横(m)	(㎡)	(m)			
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
合計									

注 「広告物等」とは、広告物又は掲出物件をいいます。

【添付資料】

- 現況カラー写真
- 付近見取図
- 配置図
- 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面
 - 平面図 立面図 意匠図 構造図 配線図
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
- 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等
- 市長が必要と認める書類